**【届出内容事前チェックシート】　　　　　　　　　　　　　高島屋南地区**

（　　）に数値等を記入し、各制限に適合しているかチェックしてください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | チェック内容 | 届出者 | 市 |
| 1 | 用途地域 | （　　　　　商業地域　　　　） | 適・否 | □ |
| 2 | 建築物の用途の  制限 | 用途　：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  建築できない建築物※  □風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの  □マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  □倉庫業を営む倉庫   |  | | --- | | ※建築物の用途の制限は、次に該当する建築物であれば、この限りでない。  □地区計画の告示の前日に、上記のいずれかの用途に供する建築物で、引き続き同一の用途に供する場合において、市長が認めたもの | | 適・否 | □ |
| 3 | 敷地面積 | 敷地面積：（　　　　　　　　）㎡…① | 適・否 | □ |
| 4 | 建築面積の  最低限度  （200㎡） | 建築面積：（※　　　　　　　）㎡≧200㎡…②   |  | | --- | | ※建築面積の最低限度（200㎡）は、次に該当する建築物で、市長が認めたものであれば、この限りでない。  □主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であって、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの  □公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類するもの | | 適・否 | □ |
| ５ | 建蔽率の  最高限度（80％） | 建築面積　：（　　　　　　　）㎡…②  建蔽率　：（②　　　　　　）㎡/（①　　　　　　）㎡×100＝（　　　　　）％≦80％  （※角地緩和の場合：90％、耐火建築物（角地含む）の場合：100％） | 適・否 | □ |
| ６ | 容積率の  最高限度（600％）  最低限度（200％） | 建築物の延べ面積：（　　　　　　　）㎡…③  容積率算定の根拠となる対象延べ面積　：（　　　　　　　）㎡…④  容積率：（④　　　　　　）㎡/（①　　　　　　　）㎡×100  ＝200％≦（※　　　　　　　）％≦600％   |  | | --- | | ※容積率の最低限度（200％）は、次に該当する建築物で、市長が認めたものであれば、この限りでない。  □主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であって、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの  □公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類するもの | | 適・否 | □ |
| 7 | 壁面の位置の制限 | 建築物の壁面から道路境界線までの距離　：（※　　　　　　　）m≧１m  （壁面とは、建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面をいう。）   |  | | --- | | ※壁面の位置の制限（1m≦）は、次に該当する建築物で、市長が認めたものであれば、この限りでない。  □建築物の高さ4mを超える部分  □公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類するもの | | 適・否 | □ |
| 8 | 建築物等の形態  又は意匠の制限 | □建築物等は周辺環境と調和する形態及び意匠とし、色彩は派手な原色が主体とならないよう、統一感を持たせたものとする。 | 適・否 | □ |
| 9 | その他 | 地区計画の届出にあたり、以下の項目についても手続きが必要な場合があります。  □都市計画法第53条の手続き  【窓口：都市計画課】  □その他市街地再開発事業区域内で必要な手続き  【窓口：市街地再開発課　他】 | □ | □ |

※1【壁面の位置の制限】

　　→一般国道157号の道路境界線又は区画道路1号の境界線から壁面までの距離を記載する。

【配置図の記入例】

真北

隣地境界線

隣地境界線

隣地境界線

18,000

18,000

ポーチ

18,000

＋200

2,500

2,000

S=1:100

±0

道　路

6,000

道路境界線（区画道路境界線）

　CB塀段積

18,000

1,000

壁面後退ライン

※1壁面距離

＋300

＋100

＋300

＋100

屋根ライン

建築物

＋300

＋300

2,500